

【就学支援金】 申請/不申請の手続のお願い(2024年7月分)

就学支援金は、全ご家庭を対象に、在学中計4回の手続があります(1年次4月、各年次7月)。

【重要】今回の手続では、ご家庭により、次の①書類手続、②Web手続に分かれます。

①書類手続の対象者・・・昨年7月申請が採択された方

②Web手続の対象者・・・昨年7月申請で不採択を受けた方(もともと不申請の方を含む)

②の該当者は一律Web手続に切り替わります。静岡県下の私立高等学校で一斉変更となります。

本校で①②の対象者を把握しているため、下記太枠内の内容や封筒内の資料については、配付時点で対象のもの(②)を入れています。万が一誤りがある場合はご連絡ください。

太枠内をご確認のうえ、世帯状況に応じた申請/不申請の手続をお願いします。

制度については裏面をご一読のうえ、事務室支援金係にお問い合わせください。

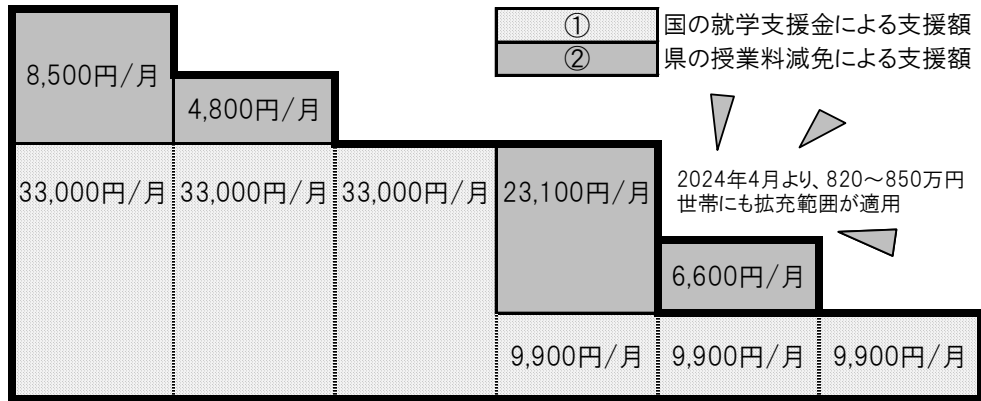
<p>手続期日</p>	<p><input type="checkbox"/> 2024年7月3日(水)まで/期日厳守</p> <p>7/4(木)以降、事務室がとりまとめを開始します。手続未完了の場合は7/17(水)を最終期日としますが、これを超えた場合は事情を問わず、7月分の支給ができない可能性がありますと、県から注意喚起されています。公的支援制度の利用には、期日厳守にご協力ください。</p> <p>手続後に内容訂正や不足書類の追加をお願いする場合も、原則7/17(水)を最終期日とします。該当者にはBLEND(メール)、または担任・生徒を通じて依頼しますので、ご対応ください。</p>	<p>不申請者も手続あり</p>
<p>手続方法</p>	<p><input type="checkbox"/> スマートフォン等から手続専用サイト(e-Shien)にログイン・入力</p> <p>封筒内の「ログインID通知書」(個別のもの。在学中は保管をお願いします)を使用し、保護者の方が就学支援金の手続専用サイト(e-Shien)にログインして、申請/不申請の手続をお願いします。下記説明文と配布資料(両方とも必ずお読みください)に沿って、操作を進めてください。操作に困ったら、資料終盤のQRコードから文科省HPに移り、e-Shienの操作説明動画も参照してください。</p>	
<p>申請者</p>	<p><input type="checkbox"/> 申請者全員</p> <p>この用紙が配付されている方は、今回申請する場合「初回申請」に該当し、一律Web手続に切り替わります。e-Shienにログインして[新規申請]の項目から意向登録を選択。確認事項の画面で□にレ点を入れ、「高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請し、収入状況を提出いたします。」を選択。画面に沿って意向登録を完了し、続けて生徒情報、保護者情報、収入状況を入力する。(次の2点に注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保護者情報入力画面において、ひとり親家庭でない場合は、必ず保護者2名分の情報を入力すること。(保護者の一方が収入・課税なしでも、世帯としての保護者2名分の情報入力、個人番号入力が必要です) 2. 同画面で、マイナンバーカード読み取りによる課税情報等の取得は行わず、個人番号を直接入力すること。(配布資料の申請手順の項目を参照。カード読み取り時にエラーが発生しやすく、エラー回避が目的です) <p>以下は該当者のみ、追加対応・提出するもの (必ずお読みください)</p> <p><input type="checkbox"/> 海外赴任者・国外在住者 ※2024年1月1日現在で該当する者。以前提出済みでも、再提出が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外赴任者は勤務先より「海外赴任証明書」を入手し、生徒を通じて提出する。 ・国外在住者(外国人保護者で、母国で仕事をしている等)は、2024年1月1日時点で国外に居ることがわかる公的書類(該当者のパスポートの出国歴が分かるページの写し等)を提出する。 <p><input type="checkbox"/> 不開示希望者</p> <p>DV・虐待等の被害を受けて避難している場合において、現在の住所・居所の特定を避けるため、マイナンバーを利用した情報照会の不開示を希望する場合は、事務室に個別にご連絡ください。</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>税未申告により判定不能となった者は、後日「2024年度の課税証明書」(当該年度の税申告をした上で)。この他、国(静岡県)の判定結果により追加書類等が発生する場合は、個別に連絡いたします。</p>	
<p>不申請者</p>	<p><input type="checkbox"/> 不申請者全員</p> <p>e-Shienにログインして、[新規申請]の項目から意向登録を選択。確認事項の画面で□にレ点を入れ、「所得制限基準に該当する、またはほかの理由により、受給資格認定申請書を提出しません。」を選択。画面の案内に沿って意向登録を完了し、以上で手続完了となります。</p> <p>国の規定上、全ご家庭の意向を手続の度に確認するため、お手数ですがご対応をお願いします。</p>	

2024年度 国と県の授業料支援制度

- ◎ 保護者等の税の申告がなされていない場合、基準額の判定ができず、公的支援制度が受けられませんので、ご注意ください。
- ◎ ①国の就学支援金制度、②静岡県の授業料減免制度による支援額は、申請したご家庭に代わって学校が受け取り、授業料に充てるものです。各学校が設定する授業料(本校は41,500円/月)を上限として、最大3年間支給されます。

②授業料減免の支援上限額 → 本校の授業料(41,500円/月)迄

①就学支援金の支援上限額 → 全国平均授業料を勘案した水準



図表参考：静岡県私学協会

※1 世帯年収の目安		0～270万円	270～350万円	350～590万円	590～700万円	700～850万円	850～910万円
※3 実際の判定方法	算定式	保護者等※2の「(市町村民税の課税標準額×6%)－市町村民税の調整控除の額」により判定します。 ※政令市にお住まいの場合は、「(市町村民税の課税標準額×6%)－(市町村民税の調整控除の額×3/4)」となります。 ※生徒が早生まれであり、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合(主に高校2年生)は、「(市町村民税の課税標準額－330,000円)×6%」－市町村民税の調整控除の額となります。					
	基準額	0円～100円未満	100円～48,300円未満	48,300円～203,100円未満	203,100円～275,100円未満	275,100円～304,200円未満	304,200円未満

- ※1 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安年収例です。実際には世帯の課税情報で判定されるため、目安年収は参考情報であり、支給可否の基準ではありません。
- ※2 保護者等とは、原則「親権者(父及び母)」(ひとり親世帯の場合は、父又は母)になります。実質的な監護関係にある者ではありません。
- ※3 実際の判定では、国(静岡県)が保護者のマイナンバーから世帯の課税情報を確認し、自動的に判定します。ご自身で確認したい場合は、各市町の税務担当課で課税証明書を取得し、算定式にあてはめてください。(本校では支給可否を判断いたしませんので、ご了承ください。支給対象か迷う場合は、申請をお勧めします)

各支援制度の流れ

入学時に1年生保護者に配布した内容です。
2・3年生の方は、参考程度にご覧ください。

①国の就学支援金制度

- ・全ご家庭に、申請/不申請の手続を在学中計4回お願いします。1年次は4月と7月、2年次以降は7月のみです。
- 1回目：4月オンライン手続→学校とりまとめ・国(静岡県)が判定→認定・返金9月頃
- 2回目：7月オンライン手続→学校とりまとめ・国(静岡県)が判定→認定・返金11月頃→返金翌月から授業料と相殺
- ・認定されるまでは通常の授業料を毎月納めていただき、1回目の認定後は4月～6月分の支援額が返金されます。2回目の認定後は7月～翌年6月分のうち、7月～認定月分を返金、認定翌月～翌年6月分を授業料と相殺します。処理状況により、認定・返金時期はやや前後します。なお、2年次以降は、この2回目と同じ流れです。
- ・支給対象のご家庭は、毎回必ず申請してください。最新の課税情報に応じて支給区分が毎回判定されます。所得制限により支給対象外のご家庭も、恐れ入りますが国の規定上、不申請の手続を毎回お願いします。支給対象か迷う場合は申請してください。申請しないと判定を受けられず、本校は支給可否を判断いたしません。また、特待生S・A・Bのご家庭も、世帯状況に則した申請/不申請の手続をお願いします。

②静岡県の授業料減免制度

- ・①就学支援金が認定されたご家庭に対して、静岡県の予算から、さらに上乗せして授業料を支援する制度です。
- ②の手続は、原則必要ありません。①の結果に連動して、静岡県が支給対象・支給区分を自動的に判定します。
- ・支援額は次の2期に分けて算定され、年度末に年間合計額が一括支給されます(支給後に受領書の提出あり)。
4月～3月分支援額＝[4月～6月分(①の4月支給区分に連動)]＋[7月～3月分(①の7月支給区分に連動)]
- ・(県外保護者のみ)②を利用する場合は、他県同制度を利用しない旨の誓約書を提出してもらいます(併用不可)。他県同制度を優先することも可能で、その場合は管轄部署をお調べになり、保護者各自で手続を進めてください。

③高校生等奨学給付金制度

- ・上記2種類とは別に、非課税世帯及び生活保護世帯を対象として、授業料以外の教育費が支援される制度です。支援額は世帯により年額約5～15万円で、毎年夏頃、保護者が居住する県に各自で手続を行う必要があります。
- ・対象世帯の方は、Webで「高校生等奨学給付金」と検索になり、居住する県の管轄部署や期日をご確認ください。学校主導の手続ではないこと、手続の負担が比較的多いことに注意して、保護者各自で手続を進めてください。なお、静岡県の手続情報は本校にも届くため、県内家庭にご案内できます。希望者は事務室にお問合せください。

これから就学支援金を申請する方々へ

初回申請者用
(前回不採択の方もこちら)

高等学校等就学支援金の申請には オンライン申請が便利です！



オンライン申請のメリット

- ✓ パソコンやスマートフォンで、どこでも手続きができます
- ✓ 登録内容の**確認・変更が簡単**です
- ✓ ~~マイナンバーカードがあれば、審査期間を短縮~~できます



申請は[こちら](#)から

個人番号が入力できれば良いので、マイナンバーカードは不要。(次ページ参照)



申請手順

1 ログイン

学校から配布される
ID・パスワードを入力します。

1年生には4月配布済み
2～3年生には今回配布

2 意向登録

支給を希望するかないかを選択します。

不申請者は2までで手続き完了

3 生徒情報の確認

学校で登録された情報から
変更がないか確認します。

4 保護者情報の入力

審査対象の保護者を確認し、
氏名や生年月日等を入力します。

生徒情報	
氏名	支那 太郎
ふりがな	しえん たろう
生年月日	2021年12月28日
保護番号	100-8959
住所(都道府県)	東京都
(市区町村)	千代田区
(町名・番地)	常盤1-1-1
(連絡先・郵便番号)	(例) 〇〇〇マンション〇〇〇号室
メールアドレス	manuel@mext.go.jp

保護者等情報	
親権者(両親)2名分の収入状況を提出します。	
保護者等情報 (1人目)	保護者等情報 (2人目)
個人情報	個人情報
姓<漢字>	姓<漢字>
(前) 支那	(前) 太郎
姓<ふりがな>	姓<ふりがな>
(前) しえん	(前) たろう
生年月日	生年月日
電話番号	電話番号

5 収入状況の登録

審査に必要な課税情報やマイナンバー情報を登録します。
登録方法は、裏面をご覧ください。

6 提出

確認事項をチェックし、「提出」ボタンを押すと、申請完了です。
審査完了後は、支給可否を示す通知書が届きます。
※メールアドレスを登録した場合は、お知らせのメールも送信されます。

申請手順 (5.収入状況の登録)

保護者等の収入状況は、次のいずれかの方法で登録します。

I マイナンバーカードを持っている場合

保護者等のマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから課税情報等を取得します。
マイナンバー情報を提出する必要はありません。

マイナポータル

機種等不具合による読み取りエラーを回避するため、マイナンバーカードを持っていても、静岡県の私立高校では、全ご家庭この方法を取らないこと。

スマートフォン又はICカードリーダーで読み取ります

課税情報等が自動で転記され、そのまま提出します

ボタンを押下します

保護者等情報 (2人目)	
姓<漢字>	文科
名<漢字>	太郎
課税所得額 (課税標準額)	600,000円
所得割額<市町村民税>	1,237,000円
所得割額<道庁県民税>	21,890,000円
所得割額<市町村民税>	30,000円
所得割額<市町村民税均等割額>	45,000円
配偶者控除等	-
本人該当区分	

II 全員、の方法で申請します。

都道府県で課税情報等を確認するため、**保護者等の個人番号を入力**します。 **世帯の保護者全員分を必ず入力**

都道府県

個人番号を入力する

申請先の都道府県等で使用するため個人番号を入力します。
個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。

個人番号 **必須**

123456789012

提出後、都道府県担当者がマイナンバーで課税情報等を確認し、登録します

保護者等情報 (2人目)	
姓<漢字>	文科
名<漢字>	太郎
課税所得額 (課税標準額)	600,000円
所得割額<市町村民税>	1,237,000円
所得割額<道庁県民税>	21,890,000円
所得割額<市町村民税>	30,000円
所得割額<市町村民税均等割額>	45,000円
配偶者控除等	-
本人該当区分	

III I、IIのいずれも難しい場合

書面で、保護者等の課税証明書又はマイナンバーカードの写し等を学校に提出します。

留意事項

- ✓ 申請手順の詳細については、文部科学省HPに以下の資料を掲載しています。
 - ・ 申請者向け利用マニュアル
 - ・ よくあるFAQ
 - ・ [オンライン申請の説明動画](#)

操作不明点はQRコードから動画を参照
e-Shienの操作方法 < 新規申請編 >



文部科学省HP

静岡県の私立高校では、オンライン手続に一斉変更